

工事費内訳書の取扱いについて

松山市では、入札に際して提出を求めている工事費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分にご理解のうえ、入札に参加してください。

1 提出対象工事

予定価格が200万円を超える全工事

2 提出時期

入札公告若しくは指名入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。開札時に工事費内訳書の提出がないときは、失格とする。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、入札日当日、紙媒体により入札書と併せて提出すること。

3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、入札情報公開システムより工事費内訳書の様式をダウンロードのうえ、記入例に従い記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、項目ごとの金額が記載されていないなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、失格扱いとなるので十分に留意すること。

(1) 業者名、工事名の記載確認

(2) 項目ごとの金額の記載確認

(3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致していることの確認及び項目ごとの金額の計の著しい相違等がないかの確認

※令和8年4月から新たな記載項目を追加（次ページ参照）

4 その他

市が示した工事費内訳書の様式が複数のページで構成されていることもあるので、全てのページに入力漏れがないように十分に確認したうえで提出すること。

(※全てのページに入札日、商号又は名称、代表者の氏名を必ず入力すること。)

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/kouji/keiyakuseidokaizen/koujihi_uchiwakesho.html

工事費内訳書に新たに記載する 5 項目の内容について

○令和 8 年 4 月から、工事費内訳書に新たに記載する項目を追加しています。各経費の概要は表 1 のとおりです。

○各経費の考え方については、
「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」
を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

表 1 工事費内訳書へ記載する内容

経費	経費の考え方
材料費	主要な材料費を必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費等については任意とする。
労務費	積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本記載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。 ただし、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本記載の価格も含む）のみの設計書は、金額の欄に「算出不能」と記載する。
法定福利費の 事業主負担額	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業者負担額とする。
建退共制度の 掛金	建設業退職金共済制度の掛金収納の対象となる労働者がいる場合は必要金額を記載し、いない場合は金額の欄に「－」と記載する。
安全衛生経費	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載する。